

中小企業特別融資制度 のご案内

石狩市中小企業特別融資制度では、市内の中小企業者等を応援します。

1. 低利で融資します！（石狩市中小企業特別融資資金）

融資内容

資 金 使 途	運 転 資 金	設 備 資 金
貸 付 限 度 額	2,000万円以内 ・原材料、商品等（賃貸用資産を含む。）の購入に要する資金 ・経営の安定と事業の継続を円滑にするために要する資金	2,000万円以内 ・事業の継続に必要な機械器具設備（自家用乗用自動車は除く※注1） ・事業所の増設若しくは改善又は公害防止施設の設置等に要する資金（土地購入は除く）
貸 付 期 間	7年以内 （据置1年以内）	10年以内 （据置1年以内）
貸 付 利 率	1年以内 → 長期プライムレート + 0.1% 1年超 → 長期プライムレート + 0.5%	※注2
償 還 方 法	割賦償還または一括償還	
担 保 ・ 保 証 人	北海道信用保証協会の定めるところによる	

※注1 自家用乗用自動車＝車検証の用途・区分が「自家用」かつ「乗用」で、乗車定員が10名以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車

※注2 長期プライムレートに変動があった月の翌々月の1日より融資を受けたものに適用

対 象 者

- ・市内に独立した事業所（店舗を含む）を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいること
 - ・市税を完納していること
 - ・個人事業主は市に住民登録、法人は市に対して法人設立（変更）届出を行っていること
 - ・下記内容のいずれかに該当すること
- ① 中小企業者 次の業種毎に定める「資本金額（出資の総額）」、「従業員数」のどちらか一方の条件を満たしている方

業 種	資 本 額	従 業 員 数
製造・建設・運輸業・その他の業種（下記以外の業種）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下

- ② 組合等 中小企業協同組合法による事業協同組合および企業組合
商店街振興組合法による商店街振興組合

あっせん申込先

- ・石狩商工会議所（石狩市花川北6条1丁目5 TEL：0133-72-2111）
- ・石狩北商工会（石狩市厚田47番地4 TEL：0133-78-2513）
- ・石狩市産業振興部商工労働課（石狩市花川北6条1丁目30-2 TEL：0133-72-3166）

取扱金融機関

- ・北海道信用金庫【石狩支店、花川支店】
- ・北門信用金庫【石狩支店】
- ・㈱北海道銀行【花川支店】
- ・㈱北洋銀行【花川北支店、花川南支店】

2.支払った利子の一部を補助します！（石狩市中小企業特別融資貸付金利子補助金）

対 象 者

石狩市中小企業特別融資資金をご利用されている方。

利子補助率

融資利率の0.5%

申請方法

申請期日までに市役所商工労働課へ申請書類を提出願います。（郵送可）

対 象 期 間	申 請 期 日
上 期 分（ 4月～9月返済分）	10月上旬 ～ 10月中旬
下 期 分（10月～3月返済分）	4月上旬 ～ 4月中旬

申請書類

- ・中小企業特別融資貸付金利子補助金交付申請書（別記第1号様式）
- ・請求書

申請書類は、石狩市産業振興部商工労働課、石狩商工会議所、石狩北商工会、市内同制度取扱金融機関にあります。また、石狩市HPからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

石狩市産業振興部商工労働課（市役所3階）

☎0133-72-3166